

一般社団法人 福井県サッカー協会 県内旅費交通費基準

- 1 本基準は、一般社団法人福井県サッカー協会（以下『本法人』という。）事業における業務において適用する。
- 2 公共交通機関を利用する場合は実費支給とする。JR等を利用する場合は、地区間が50km以上離れている場合のみ、特急利用を認める。（公共交通機関が発行した、本協会宛の領収書を提出すること）
- 3 私有車の使用は、下記の通り係る費用を支給する。
  - ② 居住地区から目的地までを区間とし、下記の《別表》のとおり支給する。
  - ② 高速道路通行料金は、地区間が50km以上離れている場合や、やむを得ない場合のみ、実費を支給する
  - ③ 駐車場料金は実費支給とする。
  - ④ 同一日に複数の地区で業務にあたる場合は、それぞれの地区間交通費の半額の合計額を支給する
- 4 団体（クラブ・学校）に、交通費の代替として、日当を支給することができる。  
その場合の限度額は、4時間未満：5,000円、4時間以上：10,000円とする。
- 5 宿泊代は原則支給しない。ただし、2日間以上事業に携り、地区間が50km以上の場合で、事業担当責任者が認めたときは、一泊につき8,000円を限度額とし実費を支給する。

旅費交通費を請求する場合は、本協会宛の領収書または受領書（支給額・受領者名の自署・団体に支給する場合は団体名・住所）を必ず提出してください。

《別表》

地区間基準

坂井地区	あわら市 坂井市	嶺南1地区	敦賀市 美浜町
福井地区	福井市 永平寺町	嶺南2地区	若狭町
奥越地区	大野市 勝山市	嶺南3地区	小浜市
丹南地区	鯖江市 越前市 南越前町 池田町 越前町	嶺南4地区	おおい町 高浜町

地区間交通費算出基準

	坂井	福井	奥越	丹南	嶺南1	嶺南2	嶺南3	嶺南4
坂井	0	1	2	2	3	4	5	6
福井	1	0	1	1	2	3	4	5
奥越	2	1	0	2	3	4	5	6
丹南	2	1	2	0	1	2	3	4
嶺南1	3	2	3	1	0	1	2	3
嶺南2	4	3	4	2	1	0	1	2
嶺南3	5	4	5	3	2	1	0	1
嶺南4	6	5	6	4	3	2	1	0

地区間	金額
0	500円
1	1,000円
2	1,500円
3	2,000円
4	2,500円
5	3,000円
6	3,500円